

三井化学株式会社定款

(2022年6月24日一部変更)

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、三井化学株式会社と称する。

2 英文では、Mitsui Chemicals, Inc. と表わす。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の製品の製造、加工及び売買

- ア. エチレン系、プロピレン系、ブチレン系、芳香族系製品その他石油化学製品
- イ. 無機工業薬品、有機工業薬品及びガス製品
- ウ. 合成樹脂、合成繊維、合成ゴム等の高分子化合物
- エ. 染料、顔料、塗料、接着剤及び溶剤
- オ. 硫酸アンモニア、尿素、過リン酸石灰その他肥料
- カ. 触媒
- キ. 殺虫剤、殺菌剤、除草剤その他農薬
- ク. 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、医療材料、医療機器、化粧品、歯科材料及びメガネレンズ材料等のヘルスケア材料
- ケ. 衛生用及び産業用等の不織布
- コ. 食品、食品添加物、飼料、飼料添加物及び酵素
- サ. 電子情報及び環境・エネルギー関連機器用資材
- シ. 金属及び高分子化合物等の複合材料並びにロボット材料
- ス. 包装用及び産業用等フィルム並びに高機能フィルム及びシート
- セ. 土木建築用資材、住宅用資材及び農業用資材
- ソ. 荷役用、運送用パレット及び包装袋等の物流資材
- タ. 金型

(2) 種苗、野菜その他農作物の生産及び売買

(3) 石油、可燃性天然ガスその他の鉱物の採掘、加工及び売買

(4) 前各号の事業に関する輸出入業

(5) 化学工業用、環境保全用、水処理用等の設備、システム及び機器の設計、製作、施工、売買及び技術指導並びに土木・建築その他の建設工事の設計、施工及び監理

(6) 化学分析その他各種分析、試験及び検査並びにこれらに関する調査の受託及び技術指導

(7) 医療、保健、保育及び体育に関するシステム及び施設の運営

- (8) コンピューターソフトウェア及びその関連システムの設計、製作、売買及び技術指導
- (9) 情報の収集及び処理の受託並びにこれらに関する調査の受託及び技術指導
- (10) 損害保険の代理及び生命保険の募集に関する業務
- (11) 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
- (12) 旅行業法に基づく旅行業
- (13) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (14) 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、処理、再生及び再生品の売買
- (15) 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、内航海運業、港湾運送事業及び倉庫業
- (16) 発電及び電気の供給事業
- (17) 工業デザインモデルの企画、設計、製造、解析、評価、商品開発、その他の工業製品の開発支援業務
- (18) 前各号の事業に関するコンサルティング及び発明・ノウハウ等の技術情報の調査、売買、供与
- (19) 前各号の事業に附帯関連する事業

(本店)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、600,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、市場取引又は公開買付けの方法により、自己の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(定時株主総会及び臨時株主総会)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主

をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、代表取締役のうちあらかじめ取締役会の定めた取締役がこれに当たる。

2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従って他の出席取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社に取締役12名以内を置く。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(代表取締役等)

第23条 取締役会は、その決議により、代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会は、その決議により、取締役又は執行役員の中から、社長1名を選定する。

3 取締役会は、その決議により、取締役の中から、会長及び副会長各1名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第26条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。取締役会は、執行役員に取締役会の決定した業務の執行を行わせ、これに社長、副社長、専務、常務その他の役位を付与することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第27条 当社に監査役6名以内を置く。

(監査役の選任)

第28条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末剰余金配当の基準日)

第34条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、株主総会の決議により、剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第35条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、取締役会の決議により中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第36条 前2条に定める配当は、支払開始の日から起算して3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。